

ふるさと応援寄附金の実績を報告します

平成29年度、飯南町への寄附金の総額は、全国各地の皆さんから多くの支援をいただき、過去最高額となる**1億2507万円**余りとなりました。お寄せいただいた寄附金は、寄附者の皆さんが指定する事業に活用しています。

平成29年度に寄附金を活用して実施した事業

- 小学校へタブレットパソコンを配布
- 「いーにゃん森の恵み 林活プロジェクト」(木質バイオマス推進事業)
- 高齢者緊急通報システムの設置
- 飯南町さとやまリトリートツアー(森林セラピー)
- 移住相談会・移住体験ツアー(定住促進事業)



ICT教育に活用(タブレットパソコン)

平成29年度事業別寄附状況

寄附金の使いみち	寄附金額(円)	寄附件数(件)
産業振興・観光振興	15,362,000	5,020
定住の推進	3,260,000	
島根県立飯南高等学校の特色ある教育の支援	7,269,087	
将来を担う人材の育成	23,760,151	
高齢者等にやさしい福祉	9,850,000	
安心な地域医療の対策	7,020,000	
環境を守る森づくり	13,080,000	
特に指定しない	45,477,077	
合計	125,078,315	



いーにゃん森の恵み「林活プロジェクト」

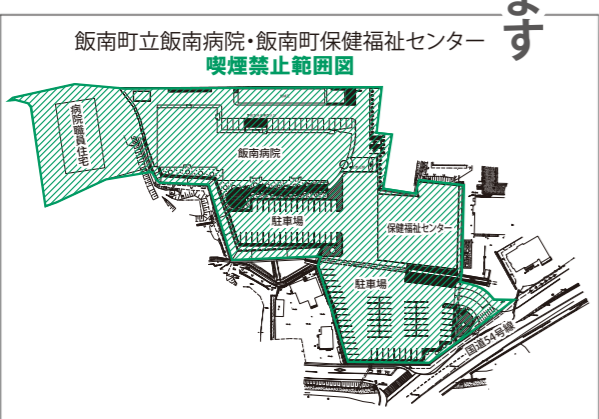
今年度も、寄附者の皆さんの思いを大切に、飯南町のまちづくりのために有効に活用していきます。詳しい内容は、町のホームページに掲載しています。

■問合せ
地域振興課 電話76・2864

飯南病院から敷地内全面禁煙にご協力をお願いします

飯南病院では、皆さまにより良い環境の中で療養生活を送っていただくため、平成30年8月1日から、院内を含め敷地内を「全面禁煙」とします。

患者さまをはじめ、来院される皆さまの「病院敷地内の全面禁煙」へのご協力をお願いします。
敷地内に喫煙スペースはありません。駐車場の車内での喫煙、電子タバコ・加熱式タバコも禁止です。



志津見湖フォトコンテスト

作品を募集しています
募集期間 平成30年6月1日(金)～平成31年1月15日(火)
募集部門 イベント部門・風景部門・人物部門(各部門、一人1点限り)
写真サイズ 四つ切サイズ(ワイドサイズ可)
応募先 山本写真スタジオ(順原2320-6)、役場地域振興課(下赤名880)
応募方法 必要事項を記入した「応募券」を作品の裏側に貼り付けて、応募先に郵送または持参



応募券はこのチラシの下部にあります

※応募券は応募先の窓口等で配布しています。

■問合せ
山本写真スタジオ 電話72・0646
地域振興課 電話76・2864

飯南町水稲採種組合が2年連続で受賞 県知事表彰を受賞

優良種子生産者や採種組合を表彰する「ほ場管理の部」で、飯南町水稲採種組合が、2年連続の最優秀賞(島根県知事表彰)を受賞。また、「生産物の部」では、前田祥宏さん(寺沢)が最優秀賞(二財)日本穀物検定協会会長表彰を、鹿田保生さん(川西)が優秀賞(島根県農業振興協会表彰)を受賞しました。

同組合は、組合員数28名。平成29年度は、17.9haのほ場で、コシヒカリの種子を約80t生産しています。前田さんは、「これまで培った技術



町長に受賞を報告した水稲採種組合の前田祥宏さんと、岸卓志さん(写真中央)

の賜物。各機関と連携して、より一層の優良種子生産に取り組みたい」と話しました。

被保険者証が新しくなります

後期高齢者医療保険

7月中旬に、クリーム色(黄色)の新しい被保険者証をお送りします。8月1日以降は、新しい被保険者証を使用してください。現在のオレンジ(だいだい)色の被保険者証は、7月31日まで使用できます。

※平成29年度中の所得の状況によつて、医療機関で負担する医療費の割合が8月から変更になること

があります。被保険者証に記載されている自己負担割合(1割または3割)を確認してください。
※平成29年度中の所得額等の確定に伴い、7月中旬に平成30年度の保険料額に関する通知を発送します。

■問合せ
保健福祉課 電話72・1770

農地の取得要件を緩和

農地所有者の高齢化や耕作放棄地の発生防止、新規就農者が農地を所有し飯南町で農業を経営の柱として生活していくこと、農地付き家屋の購入による定住への結びつきなど、「農業振興」「定住対策」の両面から、経営農地の下限面積を引き下げました。(詳細は表のとおり)

区域	変更前の下限面積	変更後の下限面積	備考
旧谷村	40a	20a	
上記以外の区域	50a	30a	
別に定める区域(個別指定)	-	1a	空き家バンクに登録された家に付随した農地に限定した設定

※農地の売買・贈与等には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められています。
※下限面積要件：経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上でないとい許可できないとするものです。
※下限面積が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため地域の実情に合わない場合は、国の定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について別段の面積を定め、その面積を下限面積として設定しています。

■問合せ
農業委員会
電話76・2214

